

第158回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2020年6月24日（水曜日）午前10時
（受付開始 午前9時）

開催場所

東京都中央区晴海四丁目7番28号
ホテルマリナーズコート東京
4階 白鳳

目次

第158回定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	5
第1号議案 取締役8名選任の件	
第2号議案 監査役1名選任の件	
第3号議案 補欠監査役1名選任の件	
（提供書面）	
事業報告	16
連結計算書類	46
計算書類	49
監査報告	51

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため
ご出席の株主の皆様には株主総会会場にて
マスクの着用等をお願いする場合がございます。なお、今後の状況により株主総会の
運営に大きな変更が生じる場合には、下記
ウェブサイトにおいてお知らせいたします。

<https://www.tsk-g.co.jp>

株主総会へのご出席にあたっては株主総会
開催時点での情勢やご自身の体調をご確認
の上、ご来場の見合わせを含め、ご検討下
さいますよう、お願い申し上げます。



代表取締役社長

福沢義之

代表取締役会長

山田和孝

当社第158回定時株主総会を6月24日（水曜日）に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。

株主総会の議案および2019年度の事業概要につき、ご説明申し上げますので、ご覧くださいませようお願い申し上げます。

2020年6月

企業理念

- わが社は最良の技術をもって産業の発展と環境保全に寄与し、社会に貢献します
- わが社は市場のニーズを先取りし、最良の商品とサービスを顧客に提供します
- わが社は創意と活力によって発展し、豊かで働きがいのある企業をめざします

招集ご通知

株主の皆様へ

証券コード 6332
2020年6月3日

東京都中央区晴海三丁目5番1号
月島機械株式会社
代表取締役社長 福 沢 義 之

第158回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第158回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2020年6月23日（火曜日）午後5時5分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2020年6月24日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2 場 所	東京都中央区晴海四丁目7番28号 ホテルマリナーズコート東京 4階 白鳳 (末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 1. 第158期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第158期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 取締役8名選任の件 第2号議案 監査役1名選任の件 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

当日ご出席願えない場合の議決権行使についてのご案内

●書面(郵送)による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月23日（火曜日）午後5時5分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

●インターネット等による議決権行使の場合



当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）を通じて2020年6月23日（火曜日）午後5時5分までにご行くださいますようお願い申し上げます。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、後掲4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認ください。

機関投資家の皆様には、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

その他の招集に関する事項

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 当社では、定款の定めにより、代理人により議決権を行使される場合、代理人は当社の議決権を有する株主に限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.tsk-g.co.jp>）に修正後の事項を掲載させていただきます。

インターネット開示に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト（<https://www.tsk-g.co.jp>）に掲載することにより株主の皆様へ提供しております。

なお、監査役および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知の添付書類に記載の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している上掲の各書類となります。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご確認のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、書面（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

1. インターネットによる議決権行使について

- (1) インターネットによる議決権の行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です（毎日午前2時から午前5時まででは取扱い休止となります。また、株主様のインターネット環境によってはご利用できない場合もございます）。

【議決権行使ウェブサイト】

<https://evote.tr.mufg.jp/>

- (2) 議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って議決権を行使してください。
また、スマートフォンにて議決権行使書に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインID・パスワードをご入力することなく、議決権行使サイトにログインいただけます。
※QRコードを用いた議決権行使は1回限り可能です。議決権を再行使される場合は、ログインIDおよび仮パスワードの入力が必要となります。詳しくは同封の案内チラシをご覧ください。
- (3) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合にはインターネットにより行使された内容を、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合には最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくための費用（インターネット接続料金・通信料金等）は株主様のご負担となります。
- (5) インターネットによる議決権の行使は、2020年6月23日（火曜日）午後5時5分まで受付いたしますが、できるだけお早めにご行使いただき、ご不明点等がございましたらヘルプデスクへお問合せください。

2. パスワードの取り扱い

- (1) 株主総会招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
- (2) パスワードは議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので、大切にお取り扱い願います。パスワードに関するお電話等によるご照会にはお答えいたしかねます。

3. インターネットによる議決権行使に関するお問合せ先（ヘルプデスク）

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-173-027（通話料無料）

受付時間 午前9時から午後9時まで

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（9名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。なお、本候補者の指名を行うに当たっては、社外取締役を委員長とした指名報酬諮問委員会からの答申を受けた上で、実効的なコーポレートガバナンスを実現し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する見識、経験、能力を有する人物を指名しております。

候補者番号	氏名	当社における地位および担当	取締役会への出席状況
1	再任 <small>やま だ かず ひこ</small> 山田 和彦	代表取締役会長	100% (13回/13回)
2	再任 <small>ふくざわ よしゆき</small> 福沢 義之	代表取締役社長社長執行役員	100% (9回/9回) ※
3	再任 <small>たかとり けい た</small> 鷹取 啓太	代表取締役専務執行役員 水環境事業本部長	100% (13回/13回)
4	再任 <small>ふじ た なお や</small> 藤田 直哉	取締役常務執行役員 産業事業本部長	100% (13回/13回)
5	再任 <small>かわさき じゆん</small> 川崎 淳	取締役常務執行役員 経営統括本部長	100% (9回/9回) ※
6	再任 <small>おだぎ たけし</small> 小田木 毅 社外 独立	社外取締役	100% (13回/13回)
7	再任 <small>まづか みちよし</small> 間塚 道義 社外 独立	社外取締役	100% (13回/13回)
8	新任 <small>かつやま のり お</small> 勝山 憲夫 社外 独立	—	—

※福沢義之氏および川崎淳氏の出席状況は、2019年6月25日の取締役就任以降のものとなります。

1



やま だ かず ひこ
山 田 和 彦

(1947年1月1日生)

再任

取締役会出席回数 13回/13回

所有する当社の株式数

110,710株

● 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1969年4月 当社入社
1998年4月 当社理事
2000年6月 当社取締役
2002年6月 当社常務取締役
2003年6月 当社代表取締役専務取締役
2005年6月 当社代表取締役社長社長執行役員
2020年4月 当社代表取締役会長（現任）

【取締役候補者とした理由】

2005年より代表取締役社長として、全社的業務改革を推進するとともに、環境エネルギーの分野への進展および海外ビジネスの展開を図り、当社の持続的成長の基盤を構築してまいりました。また、本年4月より代表取締役会長に就任し、実効性のある効率的な取締役会の運営や当社グループのコーポレートガバナンス強化に、その手腕を発揮しております。経営者としての高い見識、豊富な経験と実績を有することから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

2



ふく ざわ よし ゆき
福 沢 義 之

(1964年7月15日生)

再任

取締役会出席回数 9回/9回

所有する当社の株式数

13,300株

● 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1990年4月 当社入社
2004年7月 当社研究開発部長
2006年4月 当社ソリューション技術部長
2013年4月 当社執行役員
2017年4月 当社常務執行役員
当社水環境事業本部副本部長
2018年4月 当社開発本部長
2019年4月 当社産業事業本部副本部長
当社調達管理本部副本部長
2019年6月 当社取締役
2020年4月 当社代表取締役社長社長執行役員（現任）

【取締役候補者とした理由】

開発ならびにプラント計画・設計等、豊富な経験と実績を有し、当社技術部門の業務執行責任者として、取締役の職責を果たしてまいりました。また、本年4月より代表取締役社長に就任し、当社グループの経営トップとしてその手腕を十分に発揮していることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

3



たか とり けい た
鷹 取 啓 太

(1965年7月29日生)

再任

取締役会出席回数 13回/13回

所有する当社の株式数

19,200株

● 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1988年4月 当社入社
- 2004年7月 当社環境事業部長
- 2007年6月 寒川ウォーターサービス株式会社代表取締役
- 2008年10月 当社経営企画部長
- 2009年6月 当社執行役員
- 2014年12月 尾張ウォーター&エナジー株式会社代表取締役
- 2017年4月 当社常務執行役員
当社水環境事業本部副本部長
- 2018年4月 当社水環境事業本部長 (現任)
- 2018年6月 当社取締役
- 2019年4月 当社代表取締役専務執行役員 (現任)

【取締役候補者とした理由】

長年にわたり当社の水環境事業の責任者として、国内のみならず海外ビジネスにおいても積極的な拡大を推進し、同事業の発展を図ってまいりました。また、経営企画部門の責任者を歴任するなど、経営に関する豊富な経験と実績を有することから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

4



ふじ た なお や
藤 田 直 哉

(1964年2月5日生)

再任

取締役会出席回数 13回/13回

所有する当社の株式数

14,800株

● 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1987年4月 三井物産株式会社入社
- 2002年11月 物産パッケージサービス株式会社代表取締役社長
- 2012年7月 リテールシステムサービス株式会社代表取締役社長
- 2016年1月 三井物産株式会社食品事業本部リテール事業部長
- 2017年4月 当社常務執行役員 (現任)
当社産業事業本部副本部長
- 2017年6月 当社取締役 (現任)
- 2018年4月 当社産業事業本部長 (現任)

【取締役候補者とした理由】

総合商社において食品・化学産業分野を中心に国内外の豊富な経験と実績を有し、当社の産業事業部門の責任者として経営に携わっております。これらの経験と実績を当社の経営に活かすべく、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。



かわ さき じゅん
川 崎 淳

(1971年7月29日生)

再任

取締役会出席回数 9回/9回

所有する当社の株式数

12,800株

● 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1992年4月 当社入社
- 2003年12月 当社TBR推進室長
- 2006年1月 当社秘書室長
- 2009年6月 当社社長室長
- 2010年4月 当社総務人事部長
- 2014年4月 当社経営企画部長
- 2015年4月 当社執行役員
- 2017年4月 当社常務執行役員（現任）
当社企画・管理本部副本部長
- 2019年4月 当社経営統括本部長（現任）
- 2019年6月 当社取締役（現任）
- 2020年5月 プライミクスホールディングス株式会社
代表取締役社長（現任）
プライミクス株式会社代表取締役社長（現任）

【取締役候補者とした理由】

業務改革ならびに人事、経営企画等、管理部門における業務執行の責任者として、豊富な経験と実績を有し、当社の管理部門全体の責任者として経営品質の向上に努めてまいりました。また、M&Aや不動産開発を推進するなど、当社グループの成長戦略の推進者であり、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

6



おだぎ たけし
小田木 毅

(1942年9月14日生)

再任

社外取締役候補者

取締役会出席回数 13回/13回

所有する当社の株式数
一株

● 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1970年4月 司法修習修了・弁護士登録
石井法律事務所弁護士
- 1980年4月 石井法律事務所パートナー弁護士（現任）
- 1986年9月 インベスコエムアイエム投資顧問株式会社監査役
- 1990年11月 インベスコエムアイエム投信株式会社監査役
- 2002年6月 雪印乳業株式会社（現雪印メグミルク株式会社）
社外監査役
- 2011年6月 東京製綱株式会社社外監査役（現任）
- 2017年6月 当社社外取締役（現任）

【社外取締役候補者とした理由】

弁護士として企業法務に精通しており、高度な専門知識と豊富な知見に基づき、当社の経営の透明性、客観性を高める有益な指摘や意見をいただいておりますので、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。



ま づか みち よし
間 塚 道 義

(1943年10月17日生)

再任

社外取締役候補者

取締役会出席回数 13回/13回

所有する当社の株式数

1,500株

● 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1968年 4月 富士通ファコム株式会社入社
- 1971年 4月 富士通株式会社転社
- 2001年 6月 同社取締役兼東日本営業本部長
- 2005年 6月 同社取締役専務
- 2006年 6月 同社代表取締役副社長
- 2008年 6月 同社代表取締役会長
- 2009年 9月 同社代表取締役会長兼社長
- 2010年 4月 同社代表取締役会長
- 2012年 6月 同社取締役会長
- 2014年 6月 同社取締役相談役
- 2015年 6月 日本コンクリート工業株式会社社外取締役（現任）
- 2016年 6月 富士通株式会社相談役
株式会社アマダホールディングス（現株式会社アマダ）
社外取締役（現任）
- 2018年 4月 富士通株式会社シニアアドバイザー
- 2018年 6月 当社社外取締役（現任）

【社外取締役候補者とした理由】

長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と知見に基づき、当社グループの経営に関し有益な指摘や意見をいただいておりますので、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

7

8



かつ やま のり お
勝 山 憲 夫

(1949年5月3日生)

新任

社外取締役候補者

所有する当社の株式数
500株

● 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1975年4月 新日本製鐵株式会社（現日本製鐵株式会社）入社
- 2005年6月 同社取締役
- 2006年6月 同社執行役員
- 2009年4月 同社常務執行役員
- 2011年4月 同社副社長執行役員
- 2011年6月 同社代表取締役副社長
- 2013年6月 新日鉄住金化学株式会社（現日鉄ケミカル&マテリアル株式会社）代表取締役社長
- 2016年6月 同社取締役相談役
- 2017年6月 同社相談役

【社外取締役候補者とした理由】

長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と知見に基づき、当社グループの経営に関し有益な指摘や意見をいただけるものと判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 小田木毅、間塚道義および勝山憲夫の3氏は、社外取締役候補者であります。
3. 小田木毅および間塚道義の両氏の在任期間は本総会終結の時をもって、小田木毅氏は3年、間塚道義氏は2年となります。
4. 小田木毅、間塚道義および勝山憲夫の3氏は当社が定めた「独立社外役員の独立性判断基準」の要件を満たしております。当社は、小田木毅および間塚道義の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、勝山憲夫氏が取締役に就任した場合は、同氏を独立役員として届け出る予定であります。
5. 当社は、小田木毅および間塚道義の両氏との間で法令の定める最低責任限度額を賠償責任限度額とする責任限定契約を締結しております。上記の両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で責任限定契約を継続する予定であります。また、当社は、勝山憲夫氏が取締役に就任した場合、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 間塚道義氏が2016年6月まで取締役を務めた富士通株式会社は、2016年7月に、東京電力株式会社が発注する電力保安通信機器の取引について独占禁止法に違反する行為があったとして、公正取引委員会より排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。また、2017年2月には、中部電力株式会社が発注するハイブリッド光通信装置および伝送路用装置の取引について、公正取引委員会より独占禁止法に違反する行為があったとの認定を受けました。本件においては、富士通株式会社は公正取引委員会に対し課徴金減免制度の適用を申請し、これが認められたこと等から、排除措置命令および課徴金納付命令のいずれも受けておりません。
- なお、上記の行政処分や違反行為の認定は、同氏が取締役として在任していた期間における事業活動が対象とされておりますが、同氏はいずれの事実にも直接関与しておらず、これらの事実を認識した後、法令遵守に関する取り組みの一層の強化と再発防止の徹底に努めるなど、その職責を十分に果たしておりました。
7. 小田木毅、間塚道義の両氏の在任中に、当社100%子会社である月島テクノメンテサービズ株式会社において、東京都が発注する浄水場排水処理施設運轉管理業務に関して独占禁止法違反の疑いがあるとして、2018年10月30日に公正取引委員会による立ち入り検査を受け、2019年7月11日、同委員会より排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。上記の両氏は、上記記載の独占禁止法違反にかかる事実について、その判明時まで当該事実を認識していませんでしたが、当社の社外取締役として日ごろから取締役会等において、法令遵守の視点に立った助言を行っておりました。また、当該事実の判明後は、これらの事実関係の徹底した調査および再発防止に向けた適切な措置を指示するなど、その職責を果たしております。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役小林雅人氏は、本総会終結の時をもって辞任により退任いたしますので、監査役1名の選任をお願いいたしますと存じます。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。なお、本候補者の指名を行うに当たっては、社外取締役を委員長とした指名報酬諮問委員会からの答申を受けた上で指名しております。



よし か さとし
吉 加 訓

(1954年7月26日生)

新任

社外監査役候補者

所有する当社の株式数

一株

● 略歴、地位および重要な兼職の状況

- 1977年4月 新日本製鐵株式会社（現日本製鉄株式会社）入社
- 1994年11月 同社堺製鐵所総務部経理・業務室長
- 2003年10月 新日鐵住金ステンレス株式会社（現日鉄ステンレス株式会社）
取締役
- 2006年4月 同社取締役常務執行役員
- 2015年6月 同社常任監査役（現任）

【社外監査役候補者とした理由】

企業経営者としての豊富な経験と知見に加えて、財務および会計に関する高度な専門知識に基づき、透明性の高い公正な経営監視に向け有益な意見をいただけるものと判断し、社外監査役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 吉加訓氏は、新任の監査役候補者であります。
2. 同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 同氏は、社外監査役候補者であります。
4. 同氏は当社が定めた「独立社外役員の独立性判断基準」の要件を満たしており、同氏が監査役に就任した場合、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
5. 当社は、同氏が監査役に就任した場合には、同氏との間で法令の定める最低責任限度額を賠償責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。



ます た のぶ や
増田暢也

(1947年10月30日生)

所有する当社の株式数

一株

● 略歴および重要な兼職の状況

- 1974年4月 東京地方検察庁検事
- 2001年11月 最高検察庁検事
- 2002年8月 法務省入国管理局長
- 2004年9月 最高検察庁公判部長
- 2006年8月 千葉地方検察庁検事正
- 2008年7月 横浜地方検察庁検事正
- 2009年1月 仙台高等検察庁検事長
- 2012年3月 中央更生保護審査会委員
- 2015年3月 同委員（再任）
- 2018年10月 弁護士登録（増田法律事務所）

【補欠監査役候補者とした理由】

長年検事を務められており、高度の法律知識、組織運営全般に関する見識を当社監査体制に反映していただくことを期待し、補欠監査役候補者といたしました。なお、同氏は過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 増田暢也氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 同氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 同氏は当社が定めた「独立社外役員の独立性判断基準」の要件を満たしており、同氏が監査役に就任した場合、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
4. 当社は、同氏が監査役に就任した場合には、同氏との間で法令の定める最低責任限度額を賠償責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。

ご参考

【独立社外役員の独立性判断基準】

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に加え、社外役員の独立性判断基準を次のとおり定めます。

1. 当社および当社グループ会社の業務執行者でなく、かつ、過去にもあったことがないこと。
2. 当社の主要株主（議決権所有割合10%以上の株主）の重要な業務執行者でないこと。
3. 当社が主要株主である会社の重要な業務執行者でないこと。
4. 当社の主要な取引先（直近事業年度における当社との取引の対価の受取額が、当社の単体総売上高の2%超となる取引先。金融機関の場合は直近事業年度における当社の借入額が、当社の単体総資産の2%超となる取引先）またはその業務執行者でないこと。
5. 当社を主要な取引先（直近事業年度における当社との取引の対価の支払額が、当該取引先の単体総売上高の2%超となる取引先）とする者またはその業務執行者でないこと。
6. 当社から多額（直近事業年度において、個人は1千万円以上の金額、法人・団体は当該法人・団体の単体売上高の2%超の金額）の報酬または寄付を受領する法律専門家、会計・税務専門家、各種コンサルティング専門家、研究・教育専門家または当該法人・団体に所属する者でないこと。
7. 当社および当社グループ会社の業務執行者の親族関係（3親等以内または同居親族）でないこと。
8. 上記の他、独立社外役員としての独立性に疑義があり、一般株主と利益相反のおそれがあると合理的に判断されないこと。

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過および成果

当連結会計年度における当社を取り巻く市場環境は、国内においては米中貿易摩擦に加え新型コロナウイルス感染拡大の影響により外需が低迷し、製造業において景気減速の傾向がみられていることから、先行きが不透明な状況になっております。海外においては、同様の影響が企業業績を圧迫していることから、世界経済の減速リスクに留意する必要があります。

このような環境の下で当社グループは、持続的な成長を目指すために「経営基盤の強化」と「成長戦略の推進」を基本方針とした中期経営計画(2019年4月～2022年3月)を推進し、事業活動を展開してまいりました。

水環境事業においては、上下水道設備の増設・更新需要の取り込みや、設備の維持管理業務、補修工事等の営業活動を展開してまいりました。また、省エネルギー技術の営業活動を推進するとともに、水インフラを安定的に維持・運営していくために設備の建設と長期の維持管理業務が一体となったPFI(*1)、DBO事業(*2)や、包括O&M業務(*3)、FIT(*4)を活用した発電関連分野への営業展開を進めてまいりました。

一方、産業事業においては、プラント・単体機器および廃液、固形廃棄物処理などの環境関連設備の営業活動を展開してまいりました。また、今後成長が見込まれる二次電池製造関連設備の営業活動を推進してまいりました。

その結果、当連結会計年度における当社グループの業績は以下のとおりとなり、創業以来初めて売上高が1,000億円を超え、損益面でも過去最高益を記録しました。

受注高は814億97百万円(前期比24.3%減)、売上高は1,003億33百万円(前期比2.6%増)となりました。また、損益面につきましては、営業利益は80億51百万円(前期比3.3%増)、経常利益は84億59百万円(前期比4.0%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は56億96百万円(前期比14.0%増)となりました。

中期経営計画では、2022年3月期において、連結売上高1,100億円、連結営業利益80億円、親会社株主に帰属する当期純利益54億円、自己資本利益率(ROE)7%以上を目指しておりますが、その初年度で、連結売上高以外の数値目標を達成しております。

*1 : PFI (Private Finance Initiative)

施設整備を伴う公共サービスにおいて、民間の有する資金、技術、効率的な運用ノウハウなどを活用する仕組み

*2 : DBO (Design Build Operate) 事業

事業会社に施設の設計 (Design)、建設 (Build)、運営 (Operate) を一括して委ね、施設の保有と資金の調達は行政が行う方式

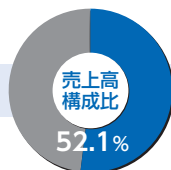
*3 : 包括O&M業務

設備の運転管理業務だけでなく、設備の補修工事や薬品等の供給も含めた包括的な維持管理業務

*4 : FIT (Feed-in Tariff)

再生可能エネルギーを用いて発電された電気を、一定価格で電気事業者が買い取ることを義務付けた制度(固定価格買取制度)

当連結会計年度における事業部門別の業績は、次のとおりであります。



水環境事業

水環境事業においては、国内の水インフラ関連投資は比較的堅調に推移しておりました。また、複数年および包括O&M業務や設備建設と長期の維持管理業務を一体化したPFI、DBO事業等の発注は増加する傾向にありました。

このような状況の下で当社グループは、国内の上下水道用汚泥処理設備の増設・更新需要を取り込むために、下水処理場向け汚泥脱水、乾燥、焼却設備、浄水場向け排水処理設備などの汚泥処理設備の営業活動を推進してまいりました。また、O&M業務においても補修工事および包括O&M業務の営業活動を展開してまいりました。その結果、汚泥処理設備では、次世代型汚泥焼却システム、浄水場向け汚泥脱水設備などの受注を果たしました。また、メンテナンスなどのアフターサービス事業をより一層強化するために、包括O&M業務や補修工事の営業活動を展開することで、受注高の確保を推進してまいりました。

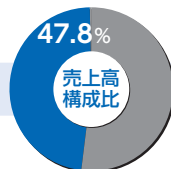
その結果、当連結会計年度における水環境事業の受注高は422億61百万円（前期比33.6%減）、売上高は522億27百万円（前期比3.9%減）、営業利益は42億39百万円（前期比13.5%増）となりました。

●受注の主なもの

- ・旭川市向け下水処理センター1号汚泥焼却施設機械設備工事
- ・市原市向け松ヶ島終末処理場下水汚泥固形燃料化事業
- ・神戸市向け千苅浄水場排水処理施設整備事業

●売上の主なもの（工事進行基準案件を含む）

- ・京都市向け鳥羽水環境保全センター下水汚泥固形燃料化事業
- ・埼玉県向け中川流域処理場汚泥処理設備工事（鋼板製消化タンク、攪拌機）
- ・千葉市向け南部浄化センター等包括的維持管理業務委託



産業事業

産業事業においては、国内では米中貿易摩擦に加え新型コロナウイルス感染拡大の影響により外需が低迷し、製造業において景気減速の傾向がみられていることから、先行きが不透明な状況になっております。海外においては、同様の影響が企業業績を圧迫していることから、世界経済の減速リスクに留意する必要があります。

このような状況の下で当社グループは、食品、化学、鉄鋼分野における設備投資需要や更新需要を取り込むために、国内外における各種プラント設備および乾燥機、分離機、ろ過機、ガスホルダ等の単体機器の営業活動を展開してまいりました。また、環境・エネルギー関連においては、国内外向けに廃液燃焼システム、固形廃棄物焼却設備、排ガス処理設備および二次電池製造関連設備の営業活動を展開してまいりました。

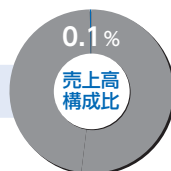
その結果、当連結会計年度における産業事業の受注高は391億59百万円（前期比10.9%減）、売上高は480億29百万円（前期比10.7%増）、営業利益は37億60百万円（前期比5.9%減）となりました。

●受注の主なもの

- ・海外および国内向け電池製造関連設備
- ・JFEスチール株式会社向け高炉ガスホルダ設備
- ・国内向け粉体原料自動計量搬送設備

●売上の主なもの（工事進行基準案件を含む）

- ・国内 化学会社向け化学薬品製造設備
- ・国内 食品会社向け機能性食品製造設備
- ・海外 東南アジア化学会社向け化合物製造設備



その他

その他においては、当連結会計年度における受注高は76百万円（前期比0.5%増）、売上高は76百万円（前期比0.5%増）、営業利益は52百万円（前期比20.8%減）となりました。

2. 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は82億83百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

(当社)

R & Dセンター (八千代) 2,927百万円

(サンエコサーマル株式会社)

一般廃棄物・産業廃棄物中間処理設備 3,313百万円

3. 資金調達の状況

当連結会計年度においては、特筆すべき事項はありません。

なお、当社グループの資金調達の詳細につきましては後掲25頁の10.に記載の「主要な借入先」をご参照ください。

4. 財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	2016年度 第155期	2017年度 第156期	2018年度 第157期	2019年度 (当連結会計年度) 第158期	前期比 増減率
受注高	74,429	111,963	107,632	81,497	24.3%減
売上高	69,862	85,095	97,768	100,333	2.6%増
営業利益	3,508	4,430	7,796	8,051	3.3%増
経常利益	3,842	4,759	8,136	8,459	4.0%増
親会社株主に帰属する 当期純利益	2,169	2,940	4,996	5,696	14.0%増
1株当たり当期純利益 (円)	49.31	66.51	112.53	130.28	15.8%増
総資産	106,630	117,958	131,991	128,340	2.8%減
純資産	61,257	65,104	68,425	67,356	1.6%減
1株当たり純資産額 (円)	1,376.67	1,454.87	1,513.45	1,526.25	0.8%増

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均の発行済株式総数から、期中平均の自己株式数を控除した株式数により算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末現在の発行済株式総数から、期末現在の自己株式数を控除した株式数により算出しております。
3. 1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額の算定上の基礎となる自己株式数には、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」導入において信託銀行に設定した「月島機械従業員持株会信託」が所有する当社株式を含めております。

5. 対処すべき課題

当社グループは、上下水道設備を主要マーケットとする水環境事業と、化学、鉄鋼、食品等の産業用設備および廃液や固形廃棄物処理、二次電池製造関連設備等の環境・エネルギー関連設備を主要マーケットとする産業事業の2つを主たる事業領域と捉えております。当社グループは両事業における持続的な成長を目指すために、以下に記載する「経営基盤の強化」と「成長戦略の推進」を基本方針とした中期経営計画（2019年4月～2022年3月）を推進し、基礎収益力を向上させビジネスモデルおよび収益構造を転換することで、計画達成に取り組んでまいります。

これらの活動を通じまして、当社グループでは、中期経営計画最終年度の2022年3月期には、連結売上高1,100億円、連結営業利益80億円、親会社株主に帰属する当期純利益54億円の達成を目指してまいります。また、自己資本利益率（ROE）として7%以上を目標といたします。

当社グループの事業環境に関する今後の景況感につきましては、米中貿易摩擦の長期化や新型コロナウイルス感染拡大の影響による世界的な景気後退に留意する必要があります。国内の上下水道分野においては、水インフラ関連の投資は堅調に推移していくものと推定されますが、民間の設備投資においては、米中貿易摩擦の長期化や新型コロナウイルス感染拡大が企業業績を圧迫しており、設備投資意欲の抑制が懸念されます。

（1）経営基盤の強化

当社グループは、基礎収益力を向上させ、経営基盤を強化してまいります。個別プロジェクト管理の徹底、工事原価削減により採算性を向上させ、収益基盤の強化を図ってまいります。

当社では、製造機能を市川から室蘭に移設し、2019年4月より室蘭工場が稼働いたしました。10月に製品の初出荷を行いました。今後も生産性を向上させ、製品の競争力を強化してまいります。

また、グループ各社との連携を強化するため、営業活動やリソースの相互活用を進め、グループ一体となった効率的な運営を目指してまいります。グループとしてのガバナンス体制、コンプライアンス体制を強化するとともに、人材育成および働き方改革を推進し、事業展開を支える基盤を強化してまいります。

(2) 成長戦略の推進

当社グループは、エネルギーおよび環境の事業領域を拡大してまいります。水環境事業においては、省エネルギー技術の営業活動を推進するとともに、カーボンニュートラルな下水汚泥からエネルギーを創出する創エネルギー焼却設備の開発を推進し、地球温暖化防止に貢献してまいります。産業事業においては、廃液、固形廃棄物処理設備や、今後成長が見込まれる二次電池製造関連設備などの環境・エネルギー関連事業を推進するための営業活動を強化してまいります。

今後成長が期待される海外事業は、水環境事業においては経済成長に伴い水インフラのニーズが高まっているアジア、さらには欧州諸国向けに上下水道向け機器およびプラントの営業活動を推進してまいります。産業事業においては、海外拠点との連携により、アジアおよび欧州等での各種産業機器およびプラントの営業活動を推進してまいります。

また、両事業ともに、メンテナンス、補修工事などのアフターサービス事業をより一層強化することで、ビジネスモデルおよび収益構造を転換してまいります。当社グループのノウハウにAI/IoT技術を組み合わせ、運転の最適化を図ってまいります。また、水環境事業においては、老朽化が進む水インフラを安定的に維持・運営していくために、包括O&M業務やPFI/DBO事業などのライフサイクルビジネスの営業活動を展開してまいります。

上述の「経営基盤の強化」と「成長戦略の推進」という基本方針を実現するために、中期経営計画期間においては、研究開発投資、M&A投資、基幹システム更新など総額200億円の機動的な戦略投資を実行してまいります。

かかる方針のもと、戦略投資の一環として、当社は競争力強化および事業領域の拡大のため、高速攪拌機の専門メーカーであるプライミクス株式会社を子会社化することとし、2020年4月1日付で、同社の持株会社であるプライミクスホールディングス株式会社の株式を取得するための株式譲渡契約を締結し、同年5月にプライミクスホールディングス株式会社の株式を取得して、プライミクス株式会社を子会社といたしました。

なお、当社の100%子会社である月島テクノメンテサービス株式会社において、東京都が発注する浄水場排水処理施設運転管理業務に関して独占禁止法違反の疑いがあるとして、2018年10月30日に公正取引委員会による立ち入り検査を受け、2019年7月11日、同委員会より排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。

当社グループといたしましてはこれを厳粛に受け止め、内部統制システムの整備に関する基本方針を改訂し（*）、当社グループの内部統制のさらなる強化に全力を挙げて取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

* 上記内部統制システムの整備に関する基本方針の改訂内容については、後掲34頁をご参照ください。

6. 重要な親会社および子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 主要な事業所および工場 (2020年3月31日現在)

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
月島テクノメンテサービス株式会社	180百万円	100.0%	上下水道処理設備の運転・保守管理および補修工事、工業薬品の販売、環境設備に関連する機器・備品の販売
サンエコサーマル株式会社	91百万円	※100.0%	一般廃棄物、産業廃棄物の中間処理（焼却）
月島環境エンジニアリング株式会社	455百万円	100.0%	環境改善および各種化学工業用・一般産業用装置、機器の設計、製造、修理、販売
寒川ウォーターサービス株式会社	50百万円	※55.0%	寒川浄水場排水処理施設における、排水処理施設および濃縮施設の維持・管理、浄水発生土に関する再生利用
月島マシンセールス株式会社	20百万円	100.0%	機械装置および機器類の設計、製造、修理、販売、各種装置・設備の据付配管等の工事
月島ビジネスサポート株式会社	10百万円	100.0%	大型図面・各種書類等の印刷・製本、事務所ビル・駐車場等の不動産管理・賃貸
テーエスケーエンジニアリング(タイランド)CO., LTD.	20,000千バーツ	49.0%	化学・樹脂・食品工業等におけるプラント建設工事の設計、調達、製作・据付、メンテナンス
月島環保機械(北京)有限公司	15,995千人民元	100.0%	各種機械設備の販売、調達(輸出入)、設計、据付、試運転、部品販売を含むメンテナンス、技術サービス
大同ケミカルエンジニアリング株式会社	20百万円	100.0%	酸回収装置等の化学機械装置の設計、製造、施工
BOKELA有限会社	200千ユーロ	100.0%	各種ろ過機の設計、製造、修理、販売
尾張ウォーター&エナジー株式会社	50百万円	※60.0%	犬山浄水場はじめ2浄水場の排水処理および常用発電等施設の整備、運営・維持管理、浄水発生土の有効利用
三進工業株式会社	50百万円	※100.0%	圧力容器、塔・槽類、熱交換器、鉄骨および一般製缶物の製作、清掃施設工事、機械器具設置工事等

(注) 1. ※印の議決権比率は、子会社が有する議決権を含めて計算しております。

2. テーエスケーエンジニアリング(タイランド)CO., LTD.については、当社による議決権比率は100分の50以下ではありませんが、実質的に支配しているため、子会社としております。

(3) 重要な契約の状況

当社は、プライミクス株式会社の子会社化を目的として、2020年4月1日付で持株会社であるプライミクスホールディングス株式会社の株式を取得するための株式譲渡契約を締結し、同年5月に同社の株式を取得して、同社の子会社であるプライミクス株式会社を子会社といたしました。

7. 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社グループは、当社と子会社23社および関連会社11社で構成され、上下水道設備を主要マーケットとする水環境事業と、化学、鉄鋼、食品等の産業用設備および廃液や固形廃棄物処理、二次電池製造関連設備等の環境・エネルギー関連設備を主要マーケットとする産業事業の2つを主たる事業と位置付けており、それら以外の事業をその他としておりますが、その主要な事業内容は以下のとおりであります。

事業区分	主要な事業内容
水環境事業	<ol style="list-style-type: none">1) 浄水場・下水処理場等プラントの設計・建設2) 上記プラントに使用される脱水機、乾燥機、焼却炉等各種単体機器の設計・製造・販売3) 浄水場・下水処理場におけるPFI、DBO事業4) 浄水場・下水処理場設備の運転・維持管理・補修およびこれらに付随する業務5) 下水処理場における消化ガス発電事業
産業事業	<ol style="list-style-type: none">1) 化学、鉄鋼、食品および二次電池製造関連設備等プラントの設計・建設2) 廃液・廃水・固形廃棄物処理等プラントの設計・建設3) 上記プラントの補修およびこれらプラントに使用される晶析装置、酸回収装置、ろ過機、分離機、乾燥機、ガスホルダ等各種単体機器の設計・製造・販売4) 一般・産業廃棄物処理事業
その他	<ol style="list-style-type: none">1) 大型図面・各種書類等の印刷・製本2) 事務所ビル・駐車場等の不動産管理・賃貸

8. 主要な事業所および工場 (2020年3月31日現在)

会社名	拠 点	所在地
月島機械株式会社	本社	東京都中央区晴海三丁目5番1号
	支社	東京都中央区、大阪市中央区
	支店・営業所	札幌市、仙台市、横浜市、名古屋市、広島市、 福岡市、浦添市
	工場	北海道室蘭市
	R&Dセンター	千葉県八千代市
	駐在員事務所	ハノイ (ベトナム)、ジャカルタ (インドネシア)、 ムンバイ (インド)、カールスルーエ (ドイツ)
月島テクノメンテサービス株式会社	本社	東京都江東区
	支社	東京都江東区、大阪市中央区
	支店・営業所	仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、名古屋市、 京都市、福岡市
サンエコサーマル株式会社	本社	栃木県鹿沼市
月島環境エンジニアリング株式会社	本社	東京都中央区
寒川ウォーターサービス株式会社	本社	神奈川県高座郡寒川町
月島マシンセールス株式会社	本社	東京都江東区
月島ビジネスサポート株式会社	本社	東京都中央区
テーエスケーエンジニアリング (タイランド)CO., LTD.	本社	バンコク (タイ)
月島環保機械(北京)有限公司	本社	北京 (中華人民共和国)
大同ケミカルエンジニアリング株式 会社	本社	大阪市北区
BOKELA有限会社	本社	カールスルーエ (ドイツ)
尾張ウォーター&エナジー株式会社	本社	愛知県名古屋市
三進工業株式会社	本社	神奈川県川崎市

9. 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

(1) 企業集団の状況

事業区分	使用人数	前期末比増減数
水環境事業	1,779名	6名増
産業事業	712名	13名増
その他	7名	－
全社（共通）	58名	－
合 計	2,556名	19名増

(注) 使用人数は、就業人員であります。

(2) 当社の状況

使用人数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
592名	－	44.7歳	15.1年

(注) 使用人数は、就業人員であります。

10. 主要な借入先 (2020年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	3,381百万円
株式会社埼玉りそな銀行	3,265百万円
株式会社横浜銀行	518百万円

- (注) 1. 当連結会計年度末日の借入金残高を記載しております。
2. 株式会社三菱UFJ銀行からの借入額には、信託型従業員持株会インセンティブ・プランの導入のために設定された月島機械従業員持株信託が、当社株式を取得するための原資として行った当社保証による借入を含んでおります。当プランについては、後掲27頁5.(3)に記載の信託型従業員持株インセンティブ・プランの再導入をご参照下さい。
3. 当社グループの資金調達は、主に海外展開支援融資制度によるM&A資金の借入金とPFI事業のために設立した寒川ウォーターサービス株式会社および尾張ウォーター&エナジー株式会社の借入金であります。

11. その他企業集団に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 180,000,000株
2. 発行済株式の総数 45,625,800株
3. 株主数 4,473名
4. 大株主の状況 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
株式会社日本製鋼所	2,476	5.64
大同生命保険株式会社	2,115	4.82
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,017	4.60
太陽生命保険株式会社	1,885	4.29
東京センチュリー株式会社	1,757	4.00
株式会社三菱UFJ銀行	1,344	3.06
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,341	3.05
GOVERNMENT OF NORWAY	1,222	2.78
月島機械取引先持株会	1,180	2.69
月島機械従業員持株会	1,061	2.42

(注) 持株比率は自己株式 1,755,666株を控除して計算しております。

5. その他株式に関する重要な事項

(1) 自己株式の取得

当社は、2019年5月13日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、資本効率の向上および株主還元の実現を図るため、以下のとおり自己株式取得に係る事項について決議いたしました。

- ① 取得する株式の種類： 当社普通株式
- ② 取得する株式の総額： 1,000,000株 (上限)
- ③ 株式の取得総額の総額： 1,800百万円 (上限)
- ④ 取得期間： 2019年5月14日から2020年5月13日

この決議に基づき取得した自己株式の総数は700,000株で、株式の取得対価の総額は844百万円です。

(2) 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分

当社は、2019年6月25日開催の取締役会において、以下のとおり譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分を決議し、2019年7月24日に処分いたしました。

- | | | | |
|------------------|-------------------|---------|---------|
| ① 処分期日： | 2019年7月24日 | | |
| ② 処分する株式の種類および数： | 当社普通株式 | 67,477株 | |
| ③ 処分価格： | 1株につき | 1,320円 | |
| ④ 処分総額： | 89百万円 | | |
| ⑤ 処分先およびその人数 | 当社の取締役（社外監査役を除く。） | 6名 | 40,981株 |
| ならびに処分株式の数： | 当社の執行役員 | 9名 | 13,404株 |
| | 当社子会社の取締役の一部 | 17名 | 13,092株 |

(3) 信託型従業員持株インセンティブ・プランの再導入

当社は、当社従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与、福利厚生¹の拡充を目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」（以下、「本インセンティブ・プラン」といいます。）を2019年8月2日に再導入いたしました。

本インセンティブ・プランでは、当社が信託銀行に「月島機械従業員持株会信託」（以下、「E-Ship信託」といいます。）を設定し、E-Ship信託は、設定後3年間にわたり「月島機械従業員持株会」（以下、「持株会」といいます。）が取得すると見込まれる数の当社株式を予め取得し、その後、信託終了まで毎月持株会へ売却します。なお、E-Ship信託は当社株式を取得するため、当社保証による銀行借入を行っております。

当事業年度末にE-Ship信託が所有する当社株式数は581,100株であり、前掲26頁4.に記載の「大株主の状況」における自己株式に含めておりません。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の氏名等 (2020年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長 (社長執行役員)	山田和彦	
代表取締役 (専務執行役員)	鷹取啓太	水環境事業本部長 社長特命、関連会社統括室、CSR統括室担当
取締役 (常務執行役員)	藤井義郎	調達管理本部長
取締役 (常務執行役員)	藤田直哉	産業事業本部長 海外統括、産業事業本部事業統括部、営業部担当
取締役 (常務執行役員)	福沢義之	開発本部長、水環境事業本部副本部長、産業事業本部副本部長、 調達管理本部副本部長 品質保証安全管理室、産業事業本部プロジェクト推進室、調達管理本部調達 部、検査部担当 産業事業本部プラント計画部、プラント設計部副担当
取締役 (常務執行役員)	川崎淳	経営統括本部長 企業倫理、経営統括本部経営企画部、人事部、情報システム部担当
取締役	二村文友	株式会社大阪ソーダ社外取締役 日東化工株式会社監査役
取締役	小田木毅	弁護士 石井法律事務所パートナー弁護士 東京製綱株式会社社外監査役
取締役	間塚道義	日本コンクリート工業株式会社社外取締役 株式会社アマダホールディングス社外取締役
常勤監査役	牧虎彦	
監査役	尾内正道	公認会計士、税理士 税理士法人エムオーパートナーズ代表社員 日東紡績株式会社社外取締役
監査役	小林雅人	弁護士 シティニューワ法律事務所パートナー弁護士

- (注) 1. 取締役二村文友、小田木毅および間塚道義の3氏は社外取締役であります。
2. 監査役尾内正道、小林雅人の両氏は社外監査役であります。
3. 監査役尾内正道氏は公認会計士および税理士として財務および会計に精通しており、高度な専門知識を有するものであります。
4. 監査役の高石健雄氏が2020年1月20日に逝去により退任されたことに伴い、法令に定める社外監査役の員数を欠くこととなったため、同日付で、補欠監査役の小林雅人氏が社外監査役に就任いたしました。
5. 社外取締役および社外監査役の全員は当社が定めた「独立社外役員の独立性判断基準」の要件を満たしており、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
6. 株式会社アマダホールディングスは、組織再編により、2020年4月1日株式会社アマダに社名変更いたしました。

2. 責任限定契約の内容と概要

当社は、社外取締役および監査役全員との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

3. 当事業年度中の取締役および監査役の異動

(1) 就任

- ・2019年6月25日開催の第157回定時株主総会において、福沢義之、川崎淳の両氏は取締役に、牧虎彦氏は監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。
- ・2020年1月20日に、補欠監査役の小林雅人氏は監査役に就任いたしました。

(2) 退任

- ・2019年6月25日開催の第157回定時株主総会終結の時をもって、取締役の槇島亀久夫、中島和男の両氏、監査役の佐野広氏は任期満了により退任いたしました。
- ・2020年1月20日に、監査役の高石健雄氏は逝去により退任いたしました。退任時に重要な兼職はありません。

4. 当事業年度後の代表取締役の異動ならびに取締役および監査役の地位・担当の異動

(1) 2020年4月1日付

氏名	異動後	異動前
山田和彦	代表取締役会長	代表取締役社長 社長執行役員
福沢義之	代表取締役社長 社長執行役員	取締役常務執行役員 開発本部長
藤井義郎	取締役	取締役常務執行役員 調達管理本部長

(2) 2020年5月15日付

氏名	異動後	異動前
川崎 淳	取締役常務執行役員 経営統括本部長 プライミクスホールディングス 株式会社 代表取締役社長 プライミクス株式会社 代表取締役社長	取締役常務執行役員 経営統括本部長

5. 取締役および監査役の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役	11名	352百万円
監査役	5名	37百万円
合計	16名	390百万円

- (注) 1. 支給人員には、当事業年度中に退任した取締役2名、監査役2名が含まれております。
 2. 上記のうち社外役員（社外取締役および社外監査役）に対する報酬の総額は6名、50百万円であります。
 3. 上記取締役の支給額には、取締役（社外取締役を除く）6名に対する譲渡制限付株式報酬として当事業年度に費用計上した40百万円が含まれております。

6. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職の状況および他の兼職先との関係

地 位	氏 名	重要な兼職の状況
取 締 役	二 村 文 友	株式会社大阪ソーダ社外取締役 日東化工株式会社監査役
	小田木 毅	弁護士 石井法律事務所パートナー弁護士 東京製綱株式会社社外監査役
	間 塚 道 義	日本コンクリート工業株式会社社外取締役 株式会社アマダホールディングス社外取締役
監 査 役	尾 内 正 道	公認会計士、税理士 税理士法人エムオーパートナーズ代表社員 日東紡績株式会社社外取締役
	小 林 雅 人	弁護士 シティユーワ法律事務所パートナー弁護士

- (注) 1. 当社と各兼職先との間には、特別の関係はありません。なお、監査役小林雅人氏は、当社と顧問契約を締結しているシティユーワ法律事務所のパートナー弁護士であり、当社は同法律事務所との間に法律業務を委託する等の取引関係がありますが、当事業年度における取引額は同法律事務所の年間売上高の2%未満であります。
2. 株式会社アマダホールディングスは、組織再編により、2020年4月1日株式会社アマダに社名変更いたしました。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	二村文友	当事業年度に開催された取締役会全13回すべてに出席し、長年にわたる製造業における企業経営の豊富な経験をもとに意思決定にかかわる重要な意見を述べるとともに、当社グループの経営に関し有益な指摘や重要な助言を行っております。
社外取締役	小田木 毅	当事業年度に開催された取締役会全13回すべてに出席し、弁護士としての企業法務に関する高度な専門知識をもとに意思決定にかかわる重要な意見を述べるとともに、当社グループの経営に関し有益な指摘や重要な助言を行っております。
社外取締役	間塚道義	当事業年度に開催された取締役会全13回すべてに出席し、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と知見をもとに意思決定にかかわる重要な意見を述べるとともに、当社グループの経営に関し有益な指摘や重要な助言を行っております。
社外監査役	高石健雄	2020年1月20日の退任までに開催された取締役会全10回のうち8回、および監査役会全5回のうち4回に出席し、業務執行の監査および経営事項に関する公正な監査意見を述べるとともに、豊富な財務・会計の知見を活かし監査上貴重な指摘や助言を行っております。
社外監査役	尾内正道	当事業年度に開催された取締役会全13回および監査役会全7回すべてに出席し、業務執行の監査および経営事項に関する公正な監査意見を述べるとともに、公認会計士および税理士として専門的な見地から、監査上貴重な指摘や助言を行っております。
社外監査役	小林雅人	2020年1月20日の就任後に開催された取締役会全3回および監査役会全2回すべてに出席し、業務執行の監査および経営事項に関する公正な監査意見を述べるとともに、弁護士として専門的な見地から、監査上貴重な指摘や助言を行っております。

(注) 前掲21頁のとおり、当社100%子会社である月島テクノメンテサービズ株式会社において、東京都が発注する浄水場排水処理施設運転管理業務に関して独占禁止法違反の疑いがあるとして、2018年10月30日に公正取引委員会による立ち入り検査を受け、2019年7月11日、同委員会より排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。各社外役員は、上記記載の独占禁止法違反にかかる事実について、その判明時まで当該事実を認識しておりませんでした。日ごろから取締役会等において、法令遵守の視点に立った助言を行っております。また、当該事実の判明後は、これらの事実関係の徹底した調査および再発防止に向けた適切な措置を指示するなど、その職責を果たしております。

5 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

井上監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬

29百万円

(2) 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

35百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、(1)の金額は合計金額で記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は上記の場合のほか、会計監査人の監査品質、監査実施の有効性および効率性、継続監査年数などを勘案し、会計監査人として適当でないと判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6 会社の体制および方針

当社は、当社および子会社の内部統制システムの整備に関する基本方針を会社法の規定する「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」に基づき、2020年3月26日の取締役会において、次のとおり決議しております。

内部統制システムの整備に関する基本方針

月島機械は、当社および子会社のすべてにわたる業務の適正を確保するために、次の体制を徹底いたします。

1. 当社および子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が、法令および定款に適合することを確保するため、当社および子会社において「企業理念」を定める。また当社は「月島機械グループ企業行動指針－私たち5つの約束」および「月島機械グループ企業行動基準」を定め、当社および子会社の役職員全員が遵守する。

〔当社企業理念〕

1. わが社は最良の技術をもって産業の発展と環境保全に寄与し、社会に貢献します

1. わが社は市場のニーズを先取りし、最良の商品とサービスを顧客に提供します

1. わが社は創意と活力によって発展し、豊かで働きがいのある企業をめざします

〔月島機械グループ企業行動指針－私たちの5つの約束〕

1. 健全で誠実な企業グループであり続けます

2. 法令を遵守し倫理にもとづき行動します

3. 技術・サービスで地球環境をまもり社会に貢献します

4. 人権を尊重します

5. 安全で働きがいのある職場環境をつくります

- (2) 当社は、当社の「取締役会」が、取締役の職務執行についてすべてを掌握し、かつ経営判断とその判断に基づく迅速な執行を行うために、職務の執行にあたる取締役は執行役員等を兼務することとし、一方において社外取締役が独立した立場から、業務執行の監督および牽制を効果的に実施する。
- (3) 当社は、当社および子会社の経営に関する重要事項について、社内規程に基づき、執行権を有する取締役から成る「経営会議」（原則毎週開催）で審議・承認、報告・了承する。なお、当該付議事項の内、職務権限規程において取締役会付議事項とされたものおよび当社または子会社の経営に重大な影響を与える事項については、取締役会で審議・承認、報告・了承する。
- (4) 当社および子会社は、経営会議および取締役会での決定に基づく業務執行に際し、業務分掌、権限規程等に基づき、責任者、業務執行手続きを明確化する。
- (5) 当社および子会社は、「月島機械グループ企業行動指針－私たちの5つの約束」を具体化するために、「月島機械グループ企業行動基準」および各種「社内規程」（例えば、個人情報保護基本規程、営業秘密等管理規程、独占禁止法遵守プログラム、インサイダー取引防止規程等）にその詳細を定める。
- (6) 当社は、これらの規程の実効性を担保するために、当社代表取締役社長を委員長とした「月島機械グループコンプライアンス委員会」を組織し、「企業倫理担当」の取締役を同委員会の副委員長に任命して、当社および子会社への周知徹底を図る。さらに内部監査部門を組織し、また、「月島機械グループ企業倫理ヘルプライン」を設け、法令、定款に適合しない行為の未然防止、早期発見に努め、当社内および内部通報受付専門会社の相談・通報窓口に加えて、社外の弁護士および当社常勤監査役を「月島機械グループ企業倫理ヘルプライン」の受信者として任命する。
- (7) 当社および子会社は、反社会的勢力との関係を一切遮断することを目的として、「月島機械グループ企業行動基準」の中に反社会的勢力への対応に関する当社の基本姿勢および社員の心構えとなすべき事項について規定し、これに基づいて、反社会的勢力には警察等関連機関とも連携し毅然と対応する。
- (8) 以上の実施状況を検証するため、当社の内部監査部門は規程に基づき「内部監査」を実施し、その結果を当社の取締役会および監査役に報告する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 当社は、取締役の職務の執行に係る情報を「文書管理規程」に基づき、保存、管理し、取締役および監査役が、これらの文書等を常時閲覧できる体制をとる。
- (2) これらの情報は、電磁的記録または文書により最短で10年間保存しており、今後も必要に応じて記録方法の見直しを図る。
- (3) これらの情報のセキュリティを高め事件や事故の発生を防止するために、「情報セキュリティ基本規程」および「情報セキュリティ対策基準」に基づき情報セキュリティ対策を実施する。

3. 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、当社および子会社の損失の危険の管理を行うため、「月島機械グループリスクマネジメント規程」を定め、有事に際しては取締役により構成される「危機管理委員会」が、子会社を統括して危機管理にあたる。危機管理委員会はその常設機関として総務部門等関連部門より構成される「危機管理委員会事務局」を設置し、危機管理に必要な活動を行う。平時においてはコンプライアンス推進部門にてリスク分析やリスク関連情報の収集、管理を行い、必要に応じ経営に報告する。
- (2) 大規模災害等、当社および子会社の経営全般に重大な影響を与える事態が発生した場合は、当社社長を本部長とする「対策本部」を組織し、損害、影響等を最小限にする体制を立ち上げ、その対応にあたる。
- (3) 当社および子会社は、「各種マニュアル」（例えば、防災ハンドブック、地震防災マニュアル、緊急事態連絡マニュアル等）に危機対応の詳細を定め、緊急時における迅速な対応を図る。

4. 当社および子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、当社および子会社の中期経営計画およびこれに基づく年次計画を定め、各事業本部、部門の具体的な目標を設定し、これらを毎月レビューすることにより目標達成の確度を高め業務の効率性を確保する。
- (2) 当社および子会社は、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、職務権限規程により各役職の職務と権限を明確にし、職務執行を分担する。

5. 財務報告に係る内部統制の評価および監査を確保するための体制

当社は、金融商品取引法により2008年4月1日に開始された事業年度から適用されている「財務報告に係る内部統制の経営者による評価および公認会計士等による監査」に対応し、当社および連結子会社の社内体制を整え社外専門家のアドバイスを得て、金融商品取引法および関連するガイドラインに従って、全社レベルと主要業務プロセスレベルにおける内部統制の整備状況を把握し、有効性の評価を行い、不備がある場合はこれを是正し、内部統制報告書を作成して監査人による監査を受ける。

6. 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社および子会社は、自社の業務の適正を確保することを目的として、事業本部(第1線)、管理部門(第2線)、内部監査部門(第3線)から成る3線ディフェンス体制を構築し、ガバナンス・リスクマネジメント体制を整備する。また、子会社の取締役を「コンプライアンス責任者」に任命して、自社に対して「月島機械グループ企業行動基準」の指導等を行わせるとともに、「月島機械グループコンプライアンス委員会」の構成員とすることで、企業集団における業務の適正を確保する体制を整備する。
- (2) 当社および子会社は、業務の適正を確保するため、中期経営計画、これに基づく年次計画および具体的な目標を設定する。当社は子会社の当該目標の達成を、四半期毎の「グループ進捗審議会」でレビューすることにより目標達成の確度を高め、業務の効率性を確保する。
- (3) 当社は、子会社の経営について、各社の自主性を尊重しつつ、「月島機械グループ子会社管理規程」に基づき子会社からの定期的な報告と、重要事項については事前了解をとることを求める。上記に関して子会社の活動を把握し、適正に指導するために「月島機械グループコンプライアンス委員会」を組織し、同委員会を中心としたコンプライアンス体制を構築する。
- (4) 上記に加え、子会社に「取締役・監査役」を派遣する。また、当社内部監査部門による「内部監査」を実施し、その結果を当社の取締役会および監査役会に報告する。

7. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人およびその使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役からの補助者に関する要請があれば、当該使用人の人事および取締役からの独立性に関して、取締役と監査役との間で事前協議を行い、監査役を補助する使用人を配置する体制を整える。

8. 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当該使用人は監査役の指揮命令のもと、取締役の指揮命令から独立して補助業務にあたる。

9. 当社の監査役への報告に関する体制

- (1) 当社の監査役がその職務執行において必要な情報は「取締役および使用人が監査役に報告すべき事項」として定め、監査役に必要な情報を報告する。さらに、業務執行上の意思決定に関する重要な会議への監査役の出席の機会を確保し、また監査役に対する定期報告および重要書類を回付する体制を整える。
- (2) 当社の監査役は、当社の代表取締役社長、監査法人と定期的に「意見交換会」を開催する。
- (3) 当社および子会社の役職員は、当社の監査役から業務執行について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- (4) 当社の内部監査部門は、当社および子会社の内部監査の状況について定期的に当社の監査役に報告を行う。また、当社のコンプライアンス推進部門は、コンプライアンス、月島機械グループ企業倫理ヘルプラインによる内部通報等の状況について定期的に当社の監査役に報告を行う。

10. 当社の監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社の監査役へ報告を行った当社および子会社の役職員に対し、そのことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨、当社および子会社の役職員に周知する。

11. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、当社の監査役が職務の執行について生ずる費用等を処理するために、毎年、一定額の予算を設ける。また、一定額の予算を超えて当社の監査役が当社に対し費用の前払等の請求を行った場合は、審議の上、速やかに当該費用または債務を処理する。

12. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社の監査役は、監査役監査として、不祥事を事前に防止し、遵法、リスク管理、内部統制等業務監査に重点を置いた監査を実施する。
- (2) 当社の監査役会は、当社の取締役会への牽制と独立性を保つため、企業活動に関する見識と経験が豊富な他社役員、役員経験者および弁護士、公認会計士等の有資格者、学識経験者あるいはこれに準ずる者から社外監査役を起用する。

内部統制システムの運用状況の概要

当社は、前記内部統制システムの整備に関する基本方針の適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は次のとおりです。

1. コンプライアンスに対する取組みの状況

(1) 組織・体制に関する取組みの状況

当社および子会社において、事業本部(第1線)、管理部門(第2線)、内部監査部門(第3線)から成る3線ディフェンス体制を整備、運用しております。また、当社社長(委員長)、当社企業倫理担当取締役(副委員長)、各子会社のコンプライアンス責任者(メンバー)等から成る月島機械グループコンプライアンス委員会にて運用状況をモニタリングし、必要に応じて是正・改善を行うことで、実効性を高めております。特に重要性の高い子会社に関しては、内部監査部門、常勤監査役を設置する等、体制の強化を図っております。このような取組みの一方で、当社および子会社の全役職員が利用できる内部通報制度として、「月島機械グループ企業倫理ヘルプライン」を設置しております。具体的には、相談・通報者が不利益を受けない旨を運営規程に明記するとともに、当社内および内部通報受付専門会社の相談・通報窓口に加えて、社外の弁護士および当社常勤監査役を受信者として任命し、全役職員に「企業倫理ヘルプライン利用カード」を配布して周知徹底を図り、法令、定款に適合しない行為の未然防止、早期発見に努めております。

(2) 規程・ルールに関する取組みの状況

企業理念を実現するための行動のあり方を「月島機械グループ企業行動指針－私たちの5つの約束」として、また、同指針に基づく具体的な一人ひとりの行動のよりどころを「月島機械グループ企業行動基準」として定めております。また、当社グループにかかる諸規程を定め、当社および子会社に示達するとともに教育を実施し、コンプライアンスの浸透を図っております。

(3) 教育に関する取組みの状況

当社および子会社の階層別研修にコンプライアンス教育を組み込むとともに、社内研修、eラーニング等により、コンプライアンス意識の組織への浸透を図っております。

2. 取締役の職務執行の適正性および職務執行が効率的に行われることに対する取組みの状況

当社の取締役会は社外取締役3名を含む取締役9名で構成され、社外監査役2名を含む監査役3名も出席しております。取締役会は当事業年度においては13回開催し、取締役および監査役は審議事項について活発な意見交換を行い、意思決定および監督の実効性の確保を図っております。なお、取締役会の実効性については、取締役、監査役に対して実施したアンケート結果に基づき、分析、評価を行っております。

また、中期経営計画およびこれに基づく年次計画を定め、月次で状況を確認・検証し、必要に応じて対策案を立案し実行に移しております。取締役会の決定事項については、職務権限規程に基づき、担当の各役職の職務と権限を明確にし、組織的かつ効率的にその執行を図っております。

3. 損失の危険の管理に対する取組みの状況

当社および子会社の事業遂行に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクに関して「月島機械グループリスクマネジメント規程」を定め、「危機管理委員会」を主体に対応を図っております。

また、緊急時における迅速な対応を図るため、各種マニュアル(防災ハンドブック、緊急事態連絡マニュアル等)に危機対応の詳細を定め、周知の徹底を図っております。

4. 当社および子会社における業務の適正性の確保に対する取組みの状況

当社の取締役および執行役員が子会社の役員に就任することにより、子会社の取締役等の職務の執行が適正かつ効率的に行われているかを監督しております。

子会社の経営管理につきましては、当社の関連会社統括部門で子会社の経営管理体制を整備、統括するとともに、子会社は当社の「月島機械グループ子会社管理規程」に基づき、重要事項について、当社の主管部門に対し、事前の承認申請および定期的な報告を行っております。また当社は、四半期毎に「グループ進捗審議会」を開催し、子会社の中期経営計画に基づく年次計画の進捗状況を確認しております。

また、内部監査部門が内部監査計画に基づき、当社および子会社の内部監査を実施し、その結果を当社の取締役会および監査役会に報告しております。

5. 監査役の監査が実効的に行われることに対する取組みの状況

当社の監査役会は常勤監査役1名を含む監査役3名で構成され、当事業年度においては監査役会を7回開催し、監査に関する事項についての協議、決議を行っております。また、それらに必要な費用の予算化も図られております。職務の執行に際しては、内部監査部門が監査役会事務局として執行の補助を行う体制をとっております。

常勤監査役は、代表取締役社長、会計監査人と定期的に意見交換を行い、予算委員会、経営会議、取締役会等の重要な会議に出席し、取締役の職務執行の状況の監査を実施するとともに、内部統制システムの整備およびその運用状況を確認しております。

また、内部監査部門は、当社および子会社の内部監査の状況について定期的に監査役に報告しております。また、コンプライアンス推進部門は、コンプライアンス、「月島機械グループ企業倫理ヘルプライン」による内部通報等の状況について定期的に監査役に報告すると同時に、当社および子会社の役職員が監査役に報告を行ったことに伴って不利な取り扱いを受けることのないように、周知徹底を図っております。

7 株式会社の支配に関する基本方針 (2020年3月31日現在)

1. 会社の支配に関する基本方針

当社は、「ほとんど輸入であった諸産業の機械装置を国産し、製糖産業を出発点として、化学工業、金属精錬等の興隆に奉仕する」という創業の精神の下、1905年の創業以来、乾燥、ろ過、蒸留、遠心分離、焼却といった単位操作技術に基づく産業機械や環境装置を設計、製造してまいりました。また、自社の製品やプロセスを核としたプラントの設計、建設といったエンジニアリングを手がけ、さらには、建設したプラントのメンテナンスや維持管理、運転管理等を請け負う等、総合的な技術ソリューションをお客様に提供することで、「かけがえのない地球環境を守り、豊かな社会の礎になる諸産業に寄与する」ことを実践してまいりました。

当社は、企業が継続して発展していくには、お客様、従業員、取引先および株主等のステークホルダーとの良好な関係等を維持し発展させ、技術を基盤として中長期的な視点に立って経営することが、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し向上させることに繋がるものと認識しております。

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社取締役会の賛同を得ずに当社株式の大規模な買付けを行う大規模買付行為であっても、企業価値および株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではなく、当該大規模買付行為に応じるかどうかは、最終的に、当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益に資するものか否かを適切に把握した株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えております。

もっとも、当社株主の皆様が、大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益に資するものか否かを適切に把握し、当該大規模買付行為に応じるか否かを判断するには、大規模買付者から十分な情報提供がなされ、さらには、現に当社の経営を担っている当社取締役会から当該大規模買付行為に対する当社取締役会の評価、意見等を含めた十分な情報が提供されることが必要であると考えております。

そこで当社取締役会は、当社株式に対する大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が当社株主の皆様に必要なに応じて代替案を提案するために必要な情報や時間を確保するために、必要な手続きを定めることとし、当該大規模買付行為を行う者が当該手続きを遵守しない場合および遵守した場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、企業価値および株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するための取組みが必要不可欠であると判断いたします。

2. 基本方針を実現するための取組み

当社は、「最良の技術をもって産業の発展と環境保全に寄与し、社会に貢献する」、「市場のニーズを先取りし、最良の商品とサービスを顧客に提供する」、「創意と活力によって発展し、豊かで働きがいのある企業をめざす」ことを企業理念として定めております。当社はこの企業理念の下、工場での製造技術を基盤とし単位操作技術を駆使した機械、装置の開発から設計、製造を行い、プロセス開発を手がけ、それら機械や装置、プロセスを核にしたプラントエンジニアリングを行い、さらには、そのメンテナンスや維持管理、運転管理をお客様に提供し、産業の発展と環境保全に寄与することで社会貢献を果たしております。これらの当社および当社グループが提供する一連のサービスは、開発・設計・調達・製造・建設・アフターサービスといった当社および当社グループのバリューチェーンによって成せるものであり、このバリューチェーンを有することが当社の強みであり、特徴であると認識しております。

当社グループは、上下水道設備を主要マーケットとする水環境事業と、化学、鉄鋼、食品等の産業用設備および廃液、固形廃棄物処理や二次電池製造設備等の環境・エネルギー関連設備を主要マーケットとする産業事業の2つを主たる事業領域と捉えております。当社グループは両事業における持続的な成長を目指すために、「経営基盤の強化」と「成長戦略の推進」を基本方針とした中期経営計画（2019年4月～2022年3月）を策定、公表し、事業活動を展開してまいりました。数値目標である2022年3月期の連結売上高1,100億円、連結営業利益80億円、親会社株主に帰属する当期純利益54億円、自己資本利益率(ROE)7%以上の達成を目指すための具体的な施策は以下のとおりです。

（1）経営基盤の強化

当社グループは、基礎収益力を向上させ、経営基盤を強化してまいります。個別プロジェクト管理の徹底、工事原価削減により採算性を向上させ、収益基盤の強化を図ってまいります。

当社の製造機能を市川から室蘭に移設し、2019年4月より室蘭工場が稼働いたしました。10月に製品の初出荷を行いました。今後も生産性を向上させ、製品の競争力を強化してまいります。

また、グループ各社との連携を強化するため、営業活動やリソースの相互活用を進め、グループ一体となった効率的な運営を目指してまいります。グループとしてのガバナンス体制、コンプライアンス体制を強化するとともに、人材育成および働き方改革を推進し、事業展開を支える基盤を強化してまいります。

(2) 成長戦略の推進

当社グループは、エネルギーおよび環境の事業領域を拡大してまいります。水環境事業においては、省エネルギー技術の営業活動を推進するとともに、カーボンニュートラルな下水汚泥からエネルギーを創出する創エネルギー焼却設備の開発を推進し、地球温暖化防止に貢献してまいります。産業事業においては、廃液、固形廃棄物処理設備や、今後成長が見込まれる二次電池製造関連設備などの環境・エネルギー関連事業を推進するための営業活動を強化してまいります。

今後成長が期待される海外事業は、水環境事業においては経済成長に伴い水インフラのニーズが高まっているアジア、さらには欧州諸国向けに上下水道向け機器およびプラントの営業活動を推進してまいります。産業事業においては、海外拠点との連携により、アジアおよび欧州等での各種産業機器およびプラントの営業活動を推進してまいります。

また、両事業ともに、メンテナンス、補修工事などのアフターサービス事業をより一層強化することで、ビジネスモデルおよび収益構造を転換してまいります。当社グループのノウハウにAI/IoT技術を組み合わせ、運転の最適化を図ってまいります。また、水環境事業においては、老朽化が進む水インフラを安定的に維持・運営していくために、包括O&M業務やPFI/DBO事業などのライフサイクルビジネスの営業活動を展開してまいります。

上述の「経営基盤の強化」と「成長戦略の推進」という基本方針を実現するために、中期経営計画期間においては、研究開発投資、M&A投資、基幹システム更新など総額200億円の機動的な戦略投資を実行してまいります。

3. 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、上記1.に記載した会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（以下、「本プラン」といいます。）を株主総会における承認を得て導入いたしております。

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為が行われる際に大規模買付者が遵守すべき手続きを設定するものであり、当該手続きとは、①事前に大規模買付者が取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②取締役会による一定の評価期間が経過した後でなければ当該大規模買付行為を開始することができない、というものです。

本プランにおいては、対抗措置の発動要件として、客観的かつ明確な要件を定めており、発動の要件に該当するか否かの判断に当社取締役会の恣意的な判断の介入する余地を可及的に排除しております。また、対抗措置の発動等、当社取締役会が大規模買付者の提案を評価、検討するに際しては、当社取締役会の恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の公正性、合理性ならびに客観性を担保するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者委員会を設置し、その勧告を最大限に尊重することとしており、当社の企業価値、株主共同の利益の確保に適うような運営が行われる仕組みが確保されております。

なお、本プランの概要は、2017年5月12日付「当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）の更新に関するお知らせ」として公表しており、このプレスリリース全文については、当社ホームページ（<https://www.tsk-g.co.jp/news/pdf/20170512.pdf>）をご参照願います。

（注）

本プランの有効期間は本総会の終結の時までとなっておりますが、当社は、当社を取り巻く経営環境や市場環境等が変化してきたことなどを踏まえて検討した結果、2020年5月14日開催の当社取締役会において、本総会の終結時をもって、本プランを継続せず廃止することを決議いたしました。

なお、当社は、今後とも中長期的な企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に取り組んでまいります。また、当社は、本プラン廃止後も、大規模買付行為を行おうとする者に対し、大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のための時間と情報の確保に努める等、関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

8 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、財務体質と経営基盤の強化を図りつつ、毎期の業績、新規投資、連結配当性向等を総合的に勘案しながら安定配当に努めることを利益配分の基本方針としております。

内部留保資金につきましては、長期的な展望に立った新事業開拓・育成への投資、M&A投資、新技術開発のための研究開発投資等に活用し、企業基盤の強化に取り組んでまいります。なお、当社は、機動的な配当政策および資本政策の遂行を図るため、剰余金の配当、自己株式の取得等を株主総会のほか、取締役会の決議により行うことができる体制を整えております。

上記の基本方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、本年5月28日開催の取締役会において、1株当たり13円と決定し、これにより、当事業年度の配当額は、中間配当金を含め1株当たり24円となります。

当社は、プラント建設を生業とすることから自己資本比率50%程度を維持するなど一定の財務規律を保持しつつ、内部留保資金については持続的成長とより一層の企業価値向上を目指すための投資に活用すると共に、株主還元を実施してまいります。

なお、株主還元の水準といたしましては、総還元性向30%から50%を目安として、財政状況、業績、今後の事業展開ならびに戦略投資を踏まえながら弾力的な株主還元に努めてまいります。

-
- (注) 1. 事業報告の記載金額は、単位未満切り捨てにより表示しております。
2. 事業報告の千株単位の記載株式は、千株未満切り捨てにより表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	76,189
現金及び預金	23,022
受取手形及び売掛金	41,653
電子記録債権	3,607
有価証券	11
仕掛品	5,636
原材料及び貯蔵品	472
その他	1,971
貸倒引当金	△186
固定資産	52,151
有形固定資産	33,670
建物及び構築物	8,744
機械装置及び運搬具	6,434
土地	11,713
リース資産	1,774
建設仮勘定	4,703
その他	299
無形固定資産	899
のれん	184
その他	715
投資その他の資産	17,581
投資有価証券	14,243
長期貸付金	160
繰延税金資産	2,105
その他	1,936
貸倒引当金	△864
資産合計	128,340

科目	金額
負債の部	
流動負債	41,087
支払手形及び買掛金	15,745
電子記録債務	5,693
短期借入金	122
1年内返済予定の長期借入金	766
リース債務	551
未払法人税等	754
前受金	7,377
賞与引当金	2,444
完成工事補償引当金	943
工事損失引当金	528
解体撤去引当金	592
その他	5,567
固定負債	19,896
社債	5,000
長期借入金	6,808
リース債務	893
繰延税金負債	210
役員退職慰労引当金	281
退職給付に係る負債	5,426
その他	1,276
負債合計	60,983
純資産の部	
株主資本	66,575
資本金	6,646
資本剰余金	5,537
利益剰余金	56,536
自己株式	△2,145
その他の包括利益累計額	△505
その他有価証券評価差額金	1,189
繰延ヘッジ損益	△3
為替換算調整勘定	△347
退職給付に係る調整累計額	△1,344
非支配株主持分	1,286
純資産合計	67,356
負債純資産合計	128,340

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結損益計算書 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		100,333
売上原価		79,866
売上総利益		20,466
販売費及び一般管理費		12,414
営業利益		8,051
営業外収益		
受取利息	85	
受取配当金	435	
その他	110	631
営業外費用		
支払利息	84	
為替差損	22	
その他	115	223
経常利益		8,459
特別利益		
固定資産売却益	29	
投資有価証券売却益	2,068	
その他	0	2,097
特別損失		
解体撤去引当金繰入額	819	
構造改革費用	654	
独占禁止法等関連損失	269	
固定資産除売却損	26	
投資有価証券評価損	256	
その他	0	2,027
税金等調整前当期純利益		8,529
法人税、住民税及び事業税	2,453	
法人税等調整額	207	2,660
当期純利益		5,869
非支配株主に帰属する当期純利益		172
親会社株主に帰属する当期純利益		5,696

(ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書 (要旨)

(単位：百万円)

区 分	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	比較増減
営業活動によるキャッシュ・フロー	6,691	3,641	△3,049
投資活動によるキャッシュ・フロー	△8,747	△8,047	699
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,171	△2,931	△6,102
現金及び現金同等物に係る換算差額	△77	53	131
現金及び現金同等物の増減額	1,037	△7,283	△8,321
現金及び現金同等物の期首残高	27,101	28,139	1,037
現金及び現金同等物の期末残高	28,139	20,856	△7,283

○営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動の結果得られた資金は、36億41百万円となりました（前連結会計年度は66億91百万円の獲得）。これは主に、売上債権の増加額21億8百万円等の減少要因があったものの、税金等調整前当期純利益の計上85億29百万円およびたな卸資産の減少額19億11百万円等の増加要因があったことによるものであります。

○投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動の結果使用した資金は、80億47百万円となりました（前連結会計年度は87億47百万円の支出）。これは主に、有形固定資産の取得による支出70億45百万円等があったことによるものであります。

○財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動の使用した資金は、29億31百万円となりました（前連結会計年度は31億71百万円の獲得）。これは主に、自己株式の取得による支出17億43百万円および配当金の支払額11億5百万円等の減少要因があったことによるものであります。

計算書類

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	44,026
現金及び預金	12,611
受取手形	339
電子記録債権	929
売掛金	27,152
仕掛品	1,233
原材料及び貯蔵品	43
未収入金	1,035
短期貸付金	17
その他	774
貸倒引当金	△111
固定資産	50,144
有形固定資産	26,031
建物	7,519
構築物	409
機械及び装置	5,826
車両運搬具	0
工具器具備品	154
土地	9,912
リース資産	1,739
建設仮勘定	469
無形固定資産	579
ソフトウェア	562
その他	16
投資その他の資産	23,533
投資有価証券	12,856
関係会社株式	8,087
関係会社出資金	143
長期貸付金	1,870
その他	1,439
貸倒引当金	△864
資産合計	94,170

科目	金額
負債の部	
流動負債	30,626
買掛金	11,316
電子記録債務	2,160
1年内返済予定の長期借入金	300
リース債務	536
未払金	1,959
未払費用	211
未払法人税等	91
前受金	3,730
預り金	8,150
賞与引当金	721
完成工事補償引当金	784
工事損失引当金	18
解体撤去引当金	592
その他	52
固定負債	10,758
社債	5,000
長期借入金	2,350
リース債務	871
繰延税金負債	552
退職給付引当金	527
その他	1,455
負債合計	41,385
純資産の部	
株主資本	51,574
資本金	6,646
資本剰余金	5,538
資本準備金	5,485
その他資本剰余金	52
利益剰余金	41,534
利益準備金	1,026
その他利益剰余金	40,507
固定資産圧縮積立金	3,252
繰越利益剰余金	37,254
自己株式	△2,145
評価・換算差額等	1,211
その他有価証券評価差額金	1,211
繰延ヘッジ損益	△0
純資産合計	52,785
負債純資産合計	94,170

損益計算書 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		54,284
売上原価		45,006
売上総利益		9,278
販売費及び一般管理費		6,933
営業利益		2,344
営業外収益		
受取利息	13	
受取配当金	2,476	
その他	16	2,506
営業外費用		
支払利息	33	
支払保証料	25	
為替差損	20	
その他	16	96
経常利益		4,754
特別利益		
固定資産売却益	27	
投資有価証券売却益	2,068	2,096
特別損失		
解体撤去引当金繰入額	819	
構造改革費用	654	
固定資産除売却損	16	
投資有価証券評価損	230	1,721
税引前当期純利益		5,128
法人税、住民税及び事業税	512	
法人税等調整額	360	873
当期純利益		4,255

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

月島機械株式会社
取締役会 御中

井上監査法人

東京都千代田区

指定社員 公認会計士 萱嶋秀雄 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 林映男 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、月島機械株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、月島機械株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。

当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記（取得による企業結合）に記載されているとおり、会社は2020年5月15日にプライミクスホールディングス株式会社の株式の取得手続きを完了した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

月島機械株式会社
取締役会 御中

井上 監 査 法 人

東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 萱 嶋 秀 雄 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 林 英 男 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、月島機械株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第158期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記（取得による企業結合）に記載されているとおり、会社は2020年5月15日にプライミクスホールディングス株式会社の株式取得手続きを完了した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第158期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、CSR統括室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその付属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表)およびその付属明細書ならびに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載のとおり、当社の子会社である月島テクノメンテサービス株式会社は、東京都が発注する浄水場排水処理施設運転管理業務に関し独占禁止法に基づく違反行為があったとして、2019年7月11日付で公正取引委員会より排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。当監査役会としましては、当社グループ全体において再発防止に向けた独占禁止法の遵守を含むコンプライアンスのさらなる強化および徹底への取組みを、今後も確認してまいります。

- ④ 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人井上監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人井上監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2020年5月20日

月島機械株式会社 監査役会

常勤監査役 牧 虎 彦 ㊟

監査役 尾 内 正 道 ㊟

監査役 小 林 雅 人 ㊟

(注1) 監査役 尾内正道、監査役 小林雅人は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

(注2) 監査役の高石健雄が2020年1月20日に逝去により退任したことに伴い、法令に定める社外監査役の員数を欠くこととなったため、同日付けで、補欠監査役の小林雅人が社外監査役に就任いたしました。

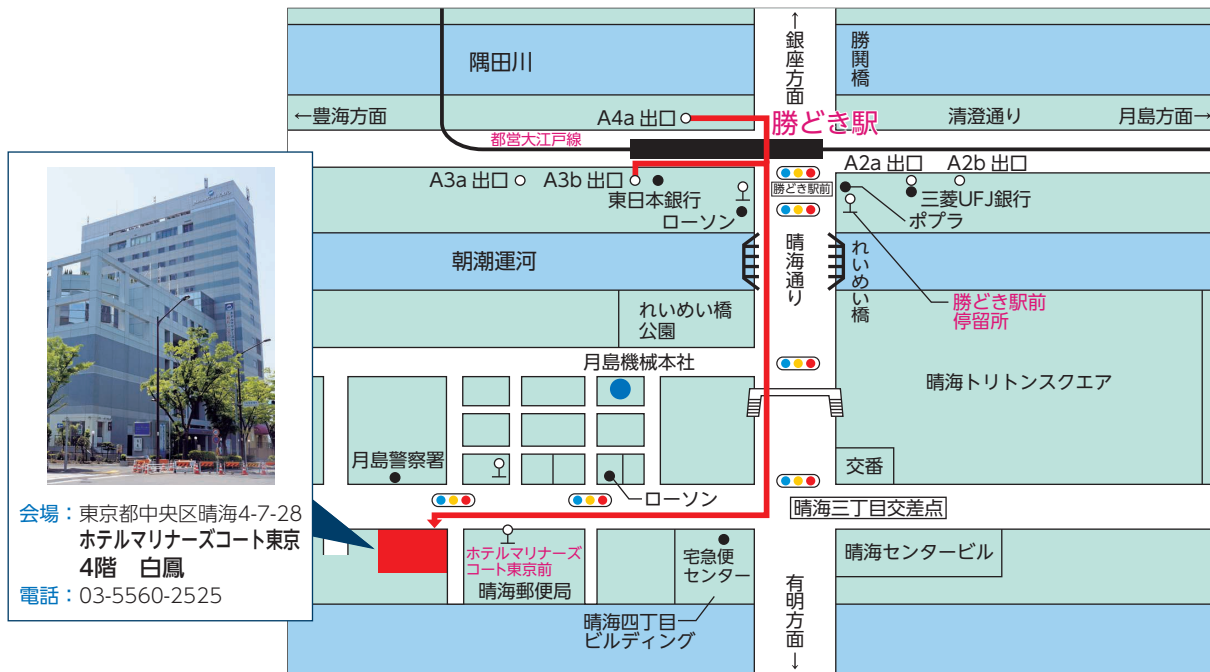
以 上

メモ

株 主 メ モ

- 事業年度 4月1日から翌年3月31日まで
- 定時株主総会 6月に開催いたします。
- 基準日
定時株主総会 3月31日
期末配当金受領株主確定日 3月31日
中間配当金受領株主確定日 9月30日
- 株主名簿管理人
特別口座 口座管理機関 三菱UFJ信託銀行株式会社
- 同連絡先 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号
TEL 0120-232-711 (通話料無料)
- 公告方法 電子公告 <https://www.tsk-g.co.jp>
(ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。)
- 単元株式数 100株
- 株主優待制度
(1) 毎年3月末日の株主名簿において、1,000株以上ご所有の株主様に対し、10月中旬に新米（新潟魚沼産こしひかり）4kgを送付いたします。
(2) (1)の株主様を除き、4月以降に当社株式を新規もしくは追加でご取得され、9月末日の株主名簿において合計して1,000株以上のご所有になられた株主様に対し、11月初旬に新米（新潟魚沼産こしひかり）4kgを送付いたします。
(3) 毎年3月末日の株主名簿において、3年以上継続して1,000株以上ご所有の株主様（※）に対し、上記（1）に新米（新潟魚沼産こしひかり）2kgを追加いたします。
※「3年以上継続して1,000株以上ご所有の株主様」とは、3月末日の株主名簿において、同一株主番号で3年以上継続して記録されている株主様（同一の株主番号で1,000株以上を、9月末日、3月末日の株主名簿に7回以上継続して記録されている株主様）といたします。
- ホームページアドレス <https://www.tsk-g.co.jp>
(IR情報では詳細な財務情報および決算短信を掲載しております。)

株主総会会場ご案内図



■ 勝どき駅から徒歩でお越しの場合

勝どき駅（大江戸線）A3b、A4a出口から15分（— 徒歩コース）

■ 経路

- ① 勝どき駅A3b、A4a出口より、晴海通りを有明方面にお進みください。
- ② れいめい橋を渡り、晴海三丁目交差点まで進みます。
- ③ 同交差点を渡り、晴海通りを右折します。
- ④ そのまま直進していただき、二つ目の信号の先左手に会場がございます。

■ バスでお越しの場合

	勝どき駅	東京駅	有楽町駅	銀座駅	
バス停最寄り駅	大江戸線	JR線 丸ノ内線	JR線 有楽町線	日比谷線 銀座線	丸ノ内線
都営バスの系統 行先	都03又は05-1	都05-1	都05-1	都03又は05-1	
	晴海埠頭行き				
	※都バス05-2系統「東京ビッグサイト」行は「ホテルマリナーズコート東京前」には停車いたしませんので、ご注意ください。				
乗車停留所	勝どき駅前	東京駅丸の内南口	有楽町駅前	銀座四丁目	数寄屋橋
下車停留所	ホテルマリナーズコート東京前				

※お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願いいたします。

株主総会ご出席の皆様へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。